

〔スーパー外貨定期預金（自動継続型）「利息円貨受取プラン」（愛称:「円・息・気・分」）〕

項 目	内 容												
1.商品名	スーパー外貨定期預金（自動継続型）「利息円貨受取プラン」（愛称:「円・息・気・分」）												
2.販売対象	個人および法人のお客さま(「しずぎんダイレクト」(ダイレクトバンキングサービス)ご利用の場合は、18歳以上の個人)												
3.発行形態	ステートメント（取引明細書）方式のみのお取り扱いとなります（証書は発行いたしません）。												
4.取扱通貨	米ドル ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル												
5.預入金額	米ドル：1千米ドル以上（補助通貨単位） ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル：1千通貨以上（補助通貨単位）												
6.預入期間	1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年												
7.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)利息の円貨換 算方法 (6)利息の支払方 法 (7)金利・相場情報 の入手方法	市場金利の動向に応じて決定します（預け入れ日の利率が満期日まで適用される固定金利）。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 付利単位を1ドル（1ユーロ）とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 ①利息：A.個人の場合：20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません） B.法人の場合：15.315%（国税）が源泉徴収されます ②為替差益・差損 A.個人の場合：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得 者で、給与所得・退職所得以外の他の所得と為替差益を含めた額が、年間20万円以下の場合 は申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り損益通算ができます。 B.法人の場合：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告に含まれます。 税引後の外貨利息を、継続日の当行所定の外国為替相場を使用して円貨に換算します。 継続日に、（5）により円貨に換算された利息を入金指定口座に入金します。入金指定口座は、「外国為替取引に かかる預金口座振替依頼書および入金口座指定依頼書」により指定された同一名義人の円貨普通預金口座または当 座預金口座とします。 金利・相場については窓口にお問い合わせください（ホームページでもご覧いただけます）。 https://www.shizuokabank.co.jp/												
8.手数料	外貨預金のお預け入れおよびお引き出しには手数料がかかります。（手数料に消費税はかかりません） <table><tr><th></th><th>お預け入れ</th><th>お引き出し</th></tr><tr><td rowspan="4">円と外貨の交換に かかる為替手数料 （1「通貨単位」あたり） <¥(円)⇔\$(外貨預金)></td><td>米ドルの場合：片道1円(往復2円)</td><td></td></tr><tr><td>ユーロの場合：片道1円50銭(往復3円)</td><td></td></tr><tr><td>オーストラリアドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)</td><td></td></tr><tr><td>ニュージーランドドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)</td><td></td></tr></table>		お預け入れ	お引き出し	円と外貨の交換に かかる為替手数料 （1「通貨単位」あたり） <¥(円)⇔\$(外貨預金)>	米ドルの場合：片道1円(往復2円)		ユーロの場合：片道1円50銭(往復3円)		オーストラリアドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)		ニュージーランドドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)	
	お預け入れ	お引き出し											
円と外貨の交換に かかる為替手数料 （1「通貨単位」あたり） <¥(円)⇔\$(外貨預金)>	米ドルの場合：片道1円(往復2円)												
	ユーロの場合：片道1円50銭(往復3円)												
	オーストラリアドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)												
	ニュージーランドドルの場合：片道2円50銭 (往復5円)												
9.満期時 のお取り扱い	満期時に外貨元金のみ自動継続します。 自動継続を中止する場合は、満期日の前営業日までに自動継続中止の手続が必要です。												

(次頁へ続く)

〔スーパー外貨定期預金（自動継続型）「利息円貨受取プラン」（愛称:「円・息・気・分」）〕

項 目	内 容
10.中途解約時 のお取り扱い	この預金は、原則中途解約できません。ただし、やむを得ず中途解約する場合、解約日の外貨普通預金利率を適用し、別途実勢に応じた手数料がかかる場合があります。中途解約をする場合、中途解約時点で当行はその契約上の地位(すなわち、預金契約の権利・義務)を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うことになります。この場合、当行は、中途解約時点で、この預金と同等の代替の契約を市場(外貨資金市場)にて締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な金額(コスト)を、市場実勢相場に基づいて算出し、手数料としてお客さまにご負担いただきます。この手数料(中途解約手数料)は、お客さまがお受取りになった利息金額(税引き後)よりも多くなることがあります。 ＜中途解約手数料の計算方法＞ ・ 元金外貨額 × (預入時対顧客金利〔税引前〕－中途解約日の〔預金と同一通貨の〕外貨普通預金金利〔税引前〕) × 預入日から中途解約日前日までの日数/365…① ・ 元金外貨額 × (中途解約時の当行調達金利－預入時の当行運用金利※) × 残存日数/365…② (※当行調達金利・運用金利は外貨資金市場などの銀行間金利がベースとなります) ・ 中途解約手数料＝(②－①) × 中途解約日の T T S レート なお、①>②の場合、中途解約手数料は0円とします。 ・ 中途解約手数料は解約日から満期日までの残存日数が長い程、また解約時の市場実勢金利が高い程高くなります。
11.重要事項 について	①この預金は預金保険の対象外となります。 ②為替相場変動によるリスクがあるため、満期時の利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨に満たない(元本割れ)ことがあります。 ③お預け入れ時には電信売相場(T T S※1)、お引き出し時には電信買相場(T T B※2)を適用しますので、為替変動がない場合でもお預け入れ時とお引き出し時の適用相場の差が為替差損としてご負担となります。 ④預入時に適用する T T S (円貨から外貨への換算相場)と払出時に適用する T T B (外貨から円貨への換算相場)には以下の差があり、お客さまのご負担となります。なお、T T S と T T B は為替相場の変動に伴って変わります。 1 通貨単位あたり(往復): 米ドル 2 円、ユーロ 3 円、オーストラリアドル 5 円、ニュージーランドドル 5 円 ※1 T T S : お客さまが円を外貨に交換するときのレートです。 ※2 T T B : お客さまが外貨を円に交換するときのレートです。 ⑤自動継続扱いを中止した場合、満期日以降、解約日までの利息は解約日における当該通貨の普通預金の利率により計算します。 ⑥外国為替市場が閉鎖された時には取引ができないことがあります。また外国為替市場の急激な変動により取引を一時中断させていただく場合があります。 ⑦外貨現金によるお預け入れまたはお引き出しはできません。
12.その他参考となる事項	①為替予約約定書(外貨定期預金用)をご提出いただいたうえで、満期日に合わせて為替予約を行うことにより、満期時のお受け取り円貨額を予め確定させることができます(店頭でのお取り扱いに限りません)。 ②この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
13. 当 行 が 契 約 している指定 紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

商号等 株式会社静岡銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号